



2019年4月22日

各 位

会社名 株式会社インターネットイニシアティブ
代表者名 代表取締役社長 勝 栄二郎
(コード：3774、東証第一部)
問合せ先 常務取締役 CFO 渡井 昭久
(電話：03 (5205) 6500)

NASDAQ証券取引市場における米国預託証券の上場廃止完了について

当社は、2019年4月1日付け適時開示「NASDAQ証券取引市場における米国預託証券の上場廃止予定について」に記載の日程のとおり、4月11日(米国時間、以下同様)に、米国証券取引委員会(以下、「SEC」)へNASDAQ証券取引所(以下、「NASDAQ」)からの当社米国預託証券(以下、「ADR」)の上場廃止及びSEC登録廃止のための申請書(以下、「Form 25」)を提出し、当社ADRは、4月22日付でNASDAQ上場廃止となりました。これを受け、本日、SECに対して米国証券取引法に基づく継続開示義務を終了させるための申請書(以下、「Form 15F」)を提出いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 上場廃止日

2019年4月22日

2. 米国における ADR プログラムの継続

当社は、NASDAQ 上場廃止後も、預託銀行による ADR プログラムを継続する方針で、当社 ADR は、引き続き米国の店頭市場で取引される見込みです。米国店頭市場での当社ティッカーシンボル(取引コード)は、「IIJIY」との通知を受けております。また、従前どおりに、ADR は国内株式と ADR の転換比率の単位数量にて国内株式へ転換可能で、配当等の手続きも、預託銀行が引き続き行います。SEC 登録廃止により、米国年次報告書(Form 20-F)を含む米国証券取引法に基づく開示義務は終了いたしますが、当社の財務諸表やその他の情報の英文開示は当社 IR ウェブサイトにて継続し、海外の株主及び投資家の皆様への適切適時な情報提供に引き続き努めてまいります。

3. SEC 登録廃止等

SEC 登録廃止は、Form 25 提出日である4月11日から90日後の7月10日となる予定です。また、米国証券取引法に基づく継続開示義務は、4月22日のForm 15Fの提出をもって一旦停止となり、提出日から90日後の7月21日に終了する予定です。

なお、SEC から審査期間の延長・申請却下等の通知があった際には、上記予定等に変更が生じる場合があります。

4. 上場を継続する取引所

東京証券取引所

5. 当社 ADR に関する問い合わせ先

預託銀行名 バンクオブニューヨークメロン 預託証券部（米国）
電話番号 1-888-269-2377（米国内通話無料）
 1-201-680-6825（米国外から）
 （営業時間は米国東部時間の平日午前 9 時から午後 5 時まで）
ウェブサイト www.adrbnymellon.com
 www.mybnymdr.com
メールアドレス shrrelations@cpushareownerservices.com

（注）ご保有の ADR に関するお手続き等について、預託銀行から ADR を取得された方は、上記にお問い合わせください。証券会社等から ADR を取得された方は、各証券会社等にお問い合わせください。

6. その他

当社 IR ウェブサイトに、ADR の上場廃止に関する Q&A を掲載しておりますので、ご参照ください。
https://www.iiij.ad.jp/ir/library/questions/pdf/190207_ADR_qa.pdf

以上